

基本目標 3

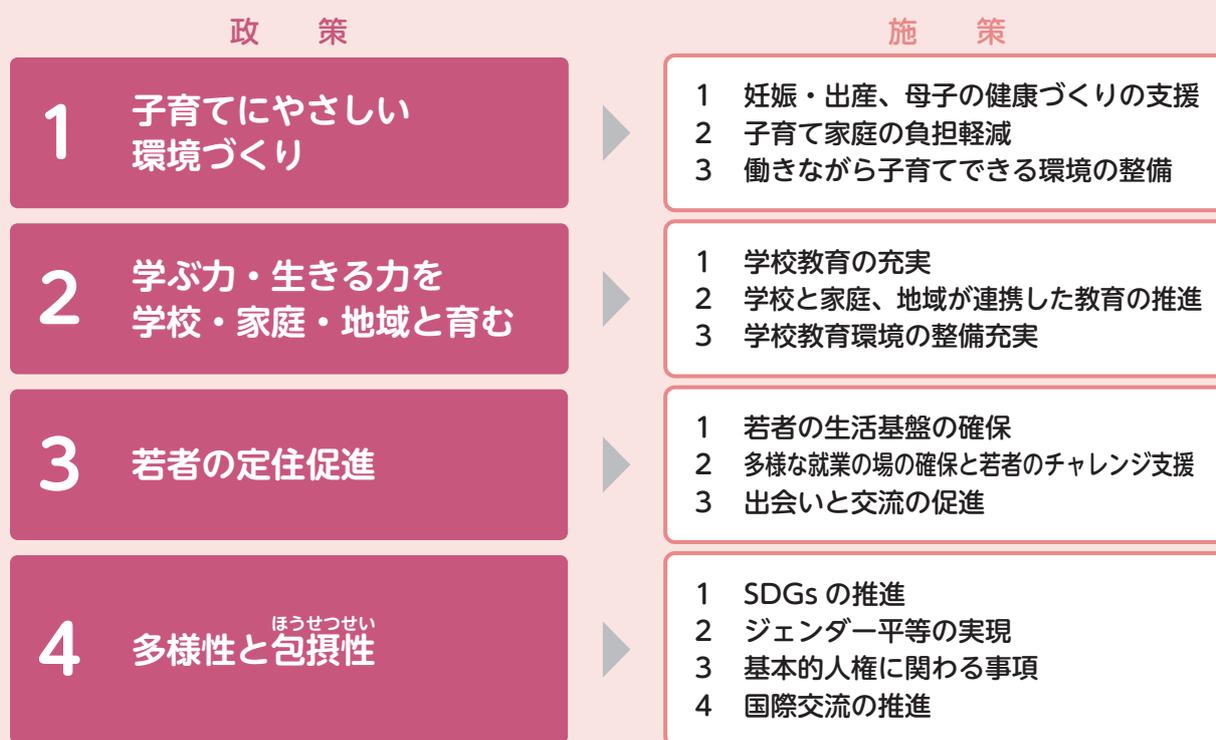
世代をつないで人を育むまち

政策の展開

- 1 子育てにやさしい環境づくり
- 2 学ぶ力・生きる力を学校・家庭・地域と育む
- 3 若者の定住促進
- 4 多様性と包摂性^{ほうせつせい}

世代をつないで人を育むまち

施策体系



重点プロジェクト

次世代育成「市の宝」「市の未来」プロジェクト

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や不安感が増大しています。

このような中、安心して子どもを産み育てられる環境整備と次世代を担う「市の宝」である子どもたちの健やかな成長を支援する施策を推進します。また、「市の未来」である若者の移住、定住につながる居住環境を整備し、暮らしやすいまちづくりを進めます。

mama になるなら「にほんまつ」《妊婦さん・子育て・学び・若者を本気で応援》

- **妊婦さん応援** 妊婦健康診査、産後ケア、出産時交通費助成等
- **子育てを応援** 出産祝金、18歳まで医療費無料化、学童保育等
- **学びを応援** 高等学校通学費助成、ブックステップ事業、放課後子ども教室等
- **若者を応援** 結婚推進支援、結婚新生活支援等

政策 1 子育てにやさしい環境づくり

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
合計特殊出生率（ベイズ推定値）※21	1.42 (平成25年～平成29年)	-	2.11
妊婦健診受診率	98.4%	100.0%	100.0%
乳幼児健診受診率	95.5%	100.0%	100.0%
待機児童数	24人 (令和2年4月1日時点)	0人	0人

施策 1-1

妊娠・出産、母子の健康づくりの支援



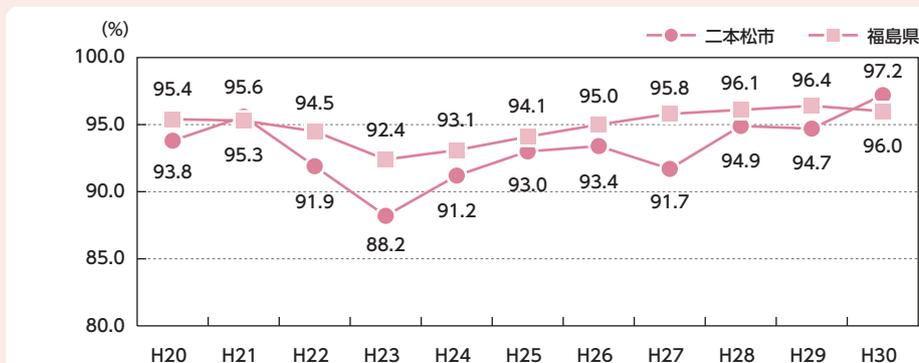
現状と課題

子育て支援については、妊婦健診・乳幼児健診や産後健診の費用助成などを実施したほか、乳児家庭の全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）・相談事業、子育て応援アプリの配信による情報提供などに取り組んでいます。

市民アンケート調査では、今後のまちづくりの優先対応項目として「妊娠・出産支援施策」や「子育て支援施策」があげられています。特に、子育て支援に関する保健・医療体制については医師等の十分な確保が進んでおらず、産後うつなど出産後間もない時期の産婦の支援も課題となっていることから、安心して子どもを産むことのできる体制づくりが必要です。

関連データ

乳幼児健診受診率



出典：「健康増進課資料」（二本松市）／各年度

※ 21 合計特殊出生率の経年的な動向をみる場合、市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出し、数値を推定したものの。

基本方針

不妊や妊婦健診の助成、各種健診事業の充実、産前産後の心のケアや相談事業など妊娠、出産、育児それぞれの段階で一貫して支援するサービスを提供するとともに、核家族化や地域コミュニティの希薄化によって生じる子育て期の孤立感や負担感を解消するため、きめ細かな育児情報の提供や気軽に相談できる体制づくりを推進します。

また、産科・小児科医師の確保に努め、妊娠から出産まで安心して子どもを産み育てることのできる保健・医療などを充実し、少子化の抑制に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
妊婦健康診査	母子保健法に基づき、安全な妊娠および出産を支援し、妊婦健康診査にかかる費用を負担し経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦一般健康診査 15 回分の費用を助成する。
特定不妊治療費助成事業	不妊治療のうち、体外受精および顕微受精および特定不妊治療の過程の一環として男性不妊と判断された場合の手術を伴う治療を行う夫婦に対し、当該治療に要する費用の一部を助成する。
一般不妊治療費助成事業	不妊治療のうち、一般不妊治療を行う夫婦に対し、当該治療に要する費用の一部を助成する。
出産時交通費補助事業	市内で出産できない状況にある妊婦が、出産のため入院または出産後退院する場合にタクシーを利用したとき、その料金を助成する。
産後ケア事業	出産後身体機能の回復のため医療機関において産後の経過に応じた休養および保健指導を行う。
子育て支援アプリ事業	妊娠期から子育て期の方への応援メールや最新の情報発信を行うなど、ICT 技術を活用したリアルタイムでの相談体制の整備を目指し、切れ目のないサポートを行う。
予防接種事業（乳幼児・学童）	定期予防接種および法定外予防接種（おたふくかぜワクチン）の実施・接種費用の助成を行う。
乳幼児健診・相談事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、妊産婦および乳幼児・その保護者の健康の保持増進を図ることを目的に母子健康手帳交付、セルフプランの作成、支援プランの作成、助産師相談、個別相談、来所親子のケース検討会、乳幼児健診（1 カ月児・4 カ月児・10 カ月児・1 歳 6 カ月児・3 歳児健康診査）、離乳食ふれあい教室等を行う。

事業名	事業内容
<p>こんにちは赤ちゃん事業 (乳児全戸訪問事業)</p>	<p>生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供、乳児およびその保護者の心身の様子や養育環境の把握等を実施する。</p>
<p>こんにちは赤ちゃん事業 (養育支援訪問事業)</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業等により把握した特に必要と認められる児童および保護者に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施する。</p>
<p>こんにちは赤ちゃん事業 (ホームスタート事業)</p>	<p>未就学児を抱えた子育て家庭にボランティアが訪問し、相談ごと等の傾聴、育児や家事等を一緒に行う協働等の支援を実施する。</p>
<p>出産祝金支給事業</p>	<p>1年以上市内に居住している方を対象に、出産祝金を支給する。</p>

施策
1-2

子育て家庭の負担軽減



現状と課題

平成 30 年度に開所した子育て世代包括支援センターにより親子の交流・相談体制を充実したほか、経済的な支援として、令和元年よりスタートした国の制度による幼児教育・保育の無償化にあわせて行う保育費用の独自軽減（第 2 子以降の保育料の全額助成）や、18 歳までの子ども医療費の無料化、就学児の教材費の助成、通学助成などを実施し、子育て家庭の不安や負担の軽減に取り組んでいます。

また、これまで要保護児童対策地域協議会により虐待防止対策を推進してきたところですが、近年全国的に児童虐待が増加傾向にあることから、継続的な相談・支援体制の整備などさらなる予防対策の強化が求められています。

基本方針

子育てに関する親の不安や負担を和らげることができるよう、子育て世代包括支援センターを中心とした子育て支援拠点づくりや情報提供、相談・支援体制の整備を推進するとともに、児童虐待防止に向け関係機関と連携しながら、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童・生徒の早期発見と適切な保護に取り組めます。

また、引き続き 18 歳までの子どもの医療費を無料化するとともに、国の制度による 3～5 歳児の幼児教育・保育の無償化にあわせた、第 2 子以降の保育料の全額助成、遠距離通学の助成、ひとり親家庭などを含めた支援を必要とする子どものいる家庭への支援などを実施することで、経済的理由から生じる子育てに関する不安を軽減します。

主な取組事項

事業名	事業内容
子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、妊産婦および乳幼児・その保護者の健康の保持増進を図ることを目的に母子健康手帳交付、セルフプランの作成、支援プランの作成、ケース検討会、助産師相談、個別相談、来所親子のケース検討会等を行う。
母子支援事業 (両親学級、子育てチャットの会)	妊娠期から切れ目のない支援、情報提供を行うとともに、交流を図ることにより、育児不安の軽減および虐待を未然に防止する。
子ども医療費助成事業	出生から 18 歳までの子どもを対象に保険診療医療費の一部負担金および食事療養費定額分を助成することにより、子育て家庭の医療費負担を軽減する。
国保税における子どもの均等割額減免事業	子育て世帯の負担軽減を図るため、国保税において、18 歳以下の子どもに係る均等割額について、全額を免除する。

序論

基本構想

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
要保護児童対策事業 (児童虐待防止関係)	児童相談所、二本松警察署、教育委員会、市関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会で要保護・支援児童に関する情報を共有し、連携して虐待対応を行う。
子育て支援センター運営事業	子育て支援センターを運営し、育児不安等についての相談・支援、保育サービス等の情報提供、育児セミナーを開催し、子育て家庭の育児不安の軽減を図る。
児童センター等の運営	子どもが安心して遊ぶことができる活動の場として児童厚生員を配置し、健全で楽しい遊びを提供するとともに、異年齢児童の交流等を図る。
家庭児童相談員の相談活動推進	子どものおかれた家庭環境の健全化、児童養育の適正化、家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童福祉に関する相談支援を実施する。
親と子の電話相談事業	妊娠期から出産・子育て期に関する相談を実施する子育て世代包括支援センター Mum、親と子の相談を実施する家庭児童相談室等の相談体制を整備する。
ひとり親家庭への医療費助成	ひとり親家庭の福祉増進のため、医療費の一部を助成する。
母子父子家庭自立支援給付金事業	母子父子家庭の自立促進のため、生活の安定に資する資格の取得、主体的な能力開発を支援する。
保育所、認定こども園、幼稚園 保育料の助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園等の対象施設が保育料、副食費を減額した場合に減額分を補助する。
認可外保育施設への助成	認可外保育施設の入所児童の健康診断経費および施設の管理運営に要する経費の一部を助成する。
認定こども園施設整備事業補助	認定こども園を整備する事業者に整備補助金を交付する。
保育所等施設整備事業補助	認可保育所等を整備する事業者に整備補助金を交付する。
就学援助事業（新入学用品援助・ 保護児童等援助・その他）	教育の機会均等、義務教育の円滑な実施を図るため、必要な援助を行う。
保護者の負担軽減	保護者の経済的負担を軽減するため、児童・生徒の教材等の費用の支援をする。
遠距離通学費支給事業	保護者の負担を軽減するとともに、通学時の安全および教育の機会均等を確保するため、定期券または通学費の支給を行う。
高等学校通学費助成事業	高等学校に遠距離通学する生徒をもつ保護者の経済的負担を軽減するため、通学費の支給を行う。

施策
1-3

働きながら子育てできる環境の整備



現状と課題

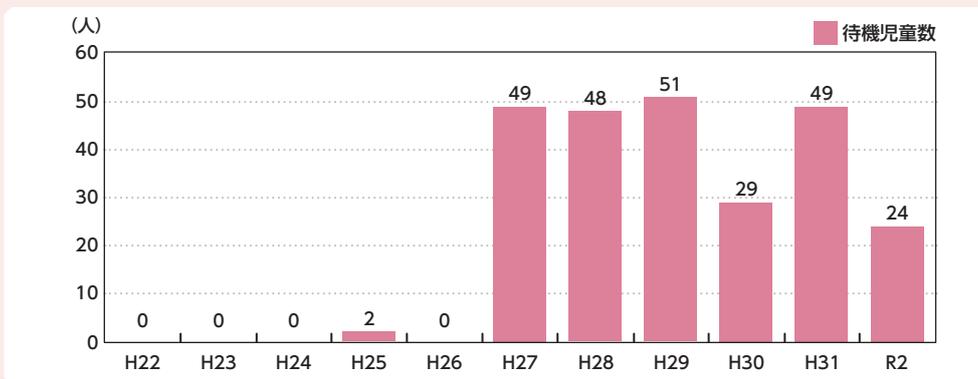
多様化する保育ニーズに対応すべく、延長保育や一時保育、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業など、さまざまな保育サービスの充実化を図っており、老朽化した施設の建て替えや幼稚園と保育所の一体化など、施設整備も含めた子育て環境の整備を進めています。

その一方で、保育ニーズの拡大や子育てに関わる人材不足を背景に、本市の待機児童はいまだ解消に至っておらず、特に待機児童全体に占める0～2歳の割合は増加傾向にあります。また、未就学児のみならず学童保育のニーズも拡大しており、受け入れ体制の整備は喫緊の課題です。

近年推進されている女性の活躍や社会進出を支援するためにも、働きながら子育てできる環境の整備は重要となっています。そのため、保育の受け皿を整備するとともに、子育て家庭を地域全体で支援し、市民協働による子育て支援を推進することが求められています。

関連データ

待機児童数



出典：「子育て支援課資料」（二本松市）／各年4月1日現在

基本方針

保育の質と人材を確保するとともに、地域の実情に応じて延長保育、一時保育、障がい児保育など多様な保育サービスを提供し、ニーズの拡大や働き方の多様化に応じた保育サービスの充実を図ります。学童保育所や放課後子ども教室についても、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、子どもが安全に過ごすことのできる場の確保に努めます。

また、公立幼稚園については、統廃合や幼保連携型認定こども園への移行を視野に入れ、市民ニーズを踏まえた効率的な運営を推進します。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

主な取組事項

事業名	事業内容
認定こども園施設整備事業補助 (再掲：3-1-2 掲載)	認定こども園を整備する事業者に整備補助金を交付する。
保育所等施設整備事業補助 (再掲：3-1-2 掲載)	認可保育所等を整備する事業者に整備補助金を交付する。
mama パンプ、祖父母手帳の 作成	妊婦・子育て・学び・若者を応援する情報を掲載するリーフレット「mama になるならにほんまつ」、祖父母世代の子育てへの参加を促進するための「祖父母手帳」を作成する。
学童保育事業	昼間保護者のいない家庭の小学校児童に対して、放課後の適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る。
ファミリー・サポート・センター 事業	児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動を連絡・調整し、地域における育児の相互援助活動を推進する。
ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つことができる子育てのきっかけづくりを行う。
待機児童解消対策事業	待機児童を解消するため、3歳未満児の定員拡大を図る保育所等運営事業者に対し、備品購入費等を補助する。
保育所等給食調理業務の 民間委託事業	保育所、認定こども園の給食調理業務を民間委託し、子どもたちに、より安全安心な給食を提供する。
延長保育	私立認可保育所等が行う延長保育事業に対し助成を行う。
一時保育促進事業	私立の認可保育所・認定こども園・幼稚園が行う一時保育または預かり保育事業に対し助成を行う。
病後児保育事業	病後児（病気やけが等が急性期を経過する等安定した以後の回復期にある児童）を一時的に預かり保育を推進する。
保育士宿舎借り上げ支援事業	待機児童解消に向けた保育士の就業継続支援として、民間の保育所等の設置者が保育士の宿舎を借り上げるための費用を補助する。
市立保育所（園）の民営化の 検討	公立保育所、認定こども園の運営について、財政面や定員管理の面から効率化を図るため、施設運営の民営化・民間委託化の検討を行う。
公立幼稚園の適正配置	入園児の少ない幼稚園の適正配置や認定こども園への移行を検討する。

政策 2 学ぶ力・生きる力を学校・家庭・地域と育む

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
児童生徒1人当たりの1カ月平均読書冊数	小学校5年 7.9冊 中学校2年 3.5冊	小学校5年 9.0冊 中学校2年 4.0冊	小学校5年 10.0冊 中学校2年 5.0冊
全国学力・学習状況調査における2019を基本とした各教科の正答率の比較	-	小学校6年 +1ポイント 中学校3年 +1ポイント	小学校6年 +2ポイント 中学校3年 +2ポイント
地域と連携した郷土教育を教育課程に位置付け実践している学校の割合	小学校62.5% 中学校57.1%	小学校70.0% 中学校70.0%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における各種目の全国値との比較	4割の種目で 全国平均を 上回る	8割の種目で 全国平均を 上回る	全ての種目で 全国平均を 上回る
不登校の発生率	小学校0.4% 中学校4.2% (5月1日時点)	小学校0.3% 中学校3.5%	小学校0.15% 中学校3.0%
放課後子ども教室数	5	6	6

施策 2-1

学校教育の充実



現状と課題

学校教育については、学力向上対策や非常勤講師の配置、外国語活動推進などを進めるとともに、児童生徒の体力・健康づくりに向けて、スポーツ力向上やスキー教室の開催、食育指導を実施しています。

今後においても、子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の「知・徳・体」3つをバランスよく身につけた「生きる力」を高めるとともに、子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた支援が必要です。また、各学校では、豊かな自然環境や歴史文化など豊富な学習資源を生かした取り組みを推進し、その特性を発揮していくことが重要となっています。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

関連データ

学校に行くのが好きな児童・生徒の割合



※平成 30 年度は QU テスト値

出典：「学校教育課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

非常勤講師を配置したチーム・ティーチング^{※22}や外国人英語指導助手の配置などによる学習指導の強化、教員の指導力向上や学校図書館機能の充実など、次代を担う子どもたちに豊かな学びを提供するとともに、海外派遣による国際理解の促進を図るなど、広い視野を持った人材を育成します。

また、子どもの発達段階に応じた体力向上の機会を提供するとともに、自ら進んで運動する習慣づくりに向けた取り組みやスポーツの底辺拡大を推進し、健やかな体の育成に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
学力向上対策事業（小学校）	任期付短時間勤務指導主事と学力向上非常勤講師を配置し、学習指導の強化を図る。また、小学2・4・6年生に知能検査を、小学1～6年生を対象に学力検査を実施し、一人ひとりの実態を把握して効果的な指導に役立てる。
学力向上対策事業（中学校）	学力向上非常勤講師を中学校全7校に配置し、チーム・ティーチングによる学習指導を実施。中学1・3年生を対象に知能検査を、中学1・2年生を対象に学力検査を実施し、一人ひとりの実態を把握して効果的な指導に役立てる。

※ 22 2人の教員（中心となって授業を進める教員（T1）と授業に協力して入る教員（T2））が協力して授業を進めること。

事業名	事業内容
学び合う環境づくり推進事業	学力向上や生徒指導など各学校の課題解決のために、校内研修を充実させるための講師招聘と、管理職の学校経営マネジメント力向上のための研修の機会を確保する。
研修図書等充実	教師用教科書・指導書購入のための費用と、教職員研究図書代を配当し、各校の「わかる・できる」授業のために教材研究の充実を図る。
元気な児童育成支援事業	小学4・5・6年生、中学1年生を対象に市内スキー場において、スキー教室を実施し、スキーに親しみ、冬季の体力づくりと自然に親しむ体験を行う。
英語指導外国青年招致事業	中学校における英語指導と国際化推進を図るため、外国語指導助手を招致する。
外国語活動講師派遣事業	小学校における外国語活動について、外国人講師を派遣し、活動の充実を図る。
プログラミング教育の推進	コンピューターを使ってプログラミングを体験しながら、プログラムの思考を育成する。
学校図書館支援事業	学校図書館司書を配置し、児童・生徒の読書活動を推進する。
生徒指導充実事業	生徒指導の充実および性教育の推進を図る。
道徳教育の充実	道徳科の授業を充実させるため、指導体制の教員研修会を開催する。
市民の翼海外派遣事業（中学生）	中学2年生を対象に、アメリカ合衆国ニューハンプシャー州ハノーバー町への派遣を行う。

施策
2-2

学校と家庭、地域が連携した教育の推進



現状と課題

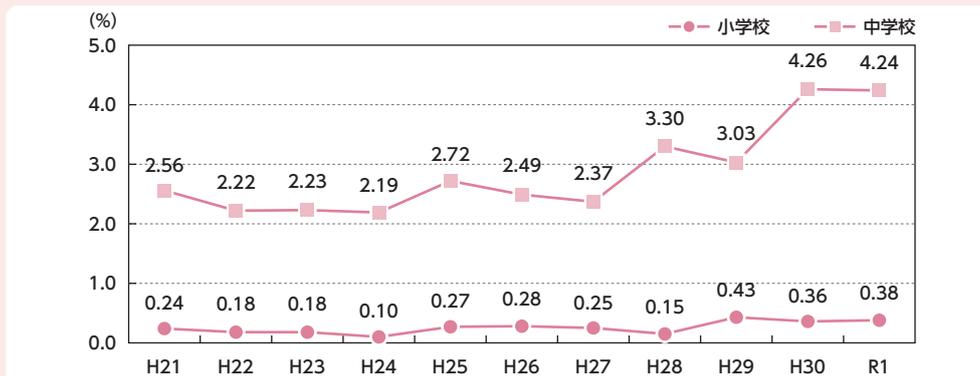
本市では、放課後子ども教室による子どもたちの居場所づくりや青少年の交流・体験活動、ボランティアによる読み聞かせをはじめとした本と親しむ機会の提供など、学校、家庭とともに地域で子どもたちを育む取り組みを実施しています。

また、学校や家庭と連携し、不登校や配慮を要する子どもたちに対するカウンセリングや家庭訪問などの支援を行っていますが、不登校の児童・生徒の増加により、施設やサポートする人材の不足が課題となっています。

今後も人材の確保や施設の充実を図り、家庭や地域と連携した教育を推進するための取り組みを充実していく必要があります。

関連データ

不登校の発生率



出典：「平成 21 ～ 27 年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」（福島県統計課編）、平成 28 年以降「学校教育課資料」（二本松市）／各年 5 月 1 日現在

基本方針

地域性や独自性を生かした特色ある教育を通じて、個性・創造性を育むとともに、学校や家庭、地域がそれぞれの役割の中で、食育や郷土教育、道徳教育の機会をつくり、子どもの社会性や思いやりの心を育む教育を推進します。

また、地域の教育活動の担い手となる青少年育成団体等に対し支援を行い、地域ぐるみで青少年の心身が健やかに成長するよう努めます。

不登校など特別な支援を要する子どもたちについては、保育所、幼稚園、小中学校や関係機関との連携を強化するとともに、広域連携による支援や支援施設の拡充など、教育相談活動のさらなる充実を図ります。

さらに、放課後や休日に子どもが安全な環境の中で、学びや遊びを体験できる場の充実に努めるとともに、学童保育所との連携に取り組みます。

主な取組事項

事業名	事業内容
学校給食と食育の推進	子どもたちが生涯を通じて健康な生活を送ることができるように、学校給食と食育活動を通して望ましい食習慣の形成を図る。
総合的な学習の時間充実対策事業	総合的な学習の時間等における活動を充実し、特色ある学校づくりを推進する。また、副読本を活用して二本松の産業や歴史・人物について理解を深め、郷土愛を育む。
教育相談推進、生活相談員活用、教育支援センター管理運営	学校生活の意欲や満足度を測る検査や教育相談員等の研修を行う。また、児童・生徒の心身の安定と不登校の解消等に向けて、小学校および中学校に生活相談員を配置する。あわせて、教育支援センターにおいて、学校・家庭や関係機関と緊密に連携しながら、不登校生徒の通所支援や特別に支援を要する児童・生徒の保護者との教育相談を実施する。
社会教育推進事業 (公德心高揚運動推進)	公德心高揚運動の推進を図る。
放課後子ども教室推進事業	放課後に子どもたちが地域住民やボランティアと交流(地域連携)し、スポーツおよび文化活動を実施する。
幼保・小連携教育の推進	幼児教育・小学校教育双方の教育や子どもの育ちや学びについて理解を深め、円滑な接続の推進に努め、教育・保育の充実を図る。
少年センター運営事業	補導委員による街頭補導、各種相談活動および有害環境浄化活動を行う。
青少年育成事業	青少年育成市民会議、ボーイスカウトおよびガールスカウトへ補助金を交付し、青少年育成団体との連携を図りながら、青少年の健全育成を推進する。
青少年体験事業	小学生にさまざまな体験活動プログラムを提供し、子どもたちの特技や特性を見出し、伸びやかな心をもった青少年の育成を図る。
成人式の開催	新成人の門出を祝うため成人式を開催する。
読書振興事業 (子ども読書活動、ブックステップ事業)	未就学児に、本に触れる機会を提供することで、就学時からの読解力向上につなげる。また、ボランティアによる読み聞かせを行うことで本に親しむ機会を提供する。
屋内遊び場運営事業	遊具等を活用した体力向上を目指し、子どもが安心して遊ぶことができる屋内遊び場(げんきキッズパーク)を運営する。

施策
2-3

学校教育環境の整備充実



現状と課題

学校施設・設備については、小規模小学校の統合整備をはじめ、老朽学校施設の改築・耐震化、電子黒板やパソコンなどの情報機器の整備、空調設備の設置、給食センター整備など教育環境全般について取り組んできました。今後は、給食施設の改修と設備の修繕や、より高度化する情報化社会に対応すべく、タブレット端末の充実を図るなど ICT（情報通信技術）環境の整備が求められています。

また、配慮を要する子どもたちの支援体制としては、スクールソーシャルワーカーや介助員を配置していますが、各学校からの介助員ニーズが高まっていることから、更なる支援体制の強化が必要です。

基本方針

子どもたちが良好な環境の中で学ぶことができるよう、学校における施設・設備の適切な維持管理や計画的な改修を行うとともに、子どもたちの減少を踏まえた学校規模の適正化について検討を進めます。

また、子どもたちの情報活用能力を育成し、学校における ICT 環境整備のさらなる推進に努めるほか、特別支援教育の充実や各学校のニーズに応じた介助員の配置を行います。

教育環境のみならず、子どもたちの通学時の安全を確保するため、良好な通学環境を整備するとともに、スクールバス運行による通学支援を行います。

主な取組事項

事業名	事業内容
小・中学校改修整備	子どもたちが快適に学べる学習環境を整えるため、学校施設の構造体における老朽対策を行い長寿命化を図る。
小・中学校の耐震化	屋内運動場における特定（吊り）天井並びに非構造部材の落下防止対策を図る。
学校規模の適正化についての検討	少子化に伴う児童・生徒数の減少に対応するため、小中学校の適正規模および適正配置について検討する。
（福島県）特別支援学校整備事業	子どもたちが快適に学べる学習環境を整えるため、建設予定地における敷地造成等を行う。
学校給食センター施設、設備改修等事業	安定的な学校給食を提供するため、給食施設の改修、設備修繕等を行う。

事業名	事業内容
小・中学校 ICT 環境整備事業	小・中学校に、電子黒板の整備を行いデジタル教科書の活用促進を図る。
GIGA スクール整備事業	「児童生徒 1 人 1 台端末整備を前提とした高速大容量の通信ネットワーク」を整備することで、小中学校児童・生徒に個別最適化された学びを持続的に提供する。
介助員配置事業	障がいのある児童を支援するため、介助員を配置する。
スクールバス運行事業	公共交通を利用できない遠距離通学の児童・生徒を支援するため、スクールバス等を運行し、通学時の安全および教育の機会均等を確保する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

政策 3 若者の定住促進

目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
三世帯同居世帯の住宅改修助成件数	年 12 件	年 20 件	年 20 件
来てにほんまつ住宅取得促進事業補助件数	年 1 件	年 4 件	年 4 件
新規創業者数（再掲）	年 5 件	年 15 件 (累計 75 件)	年 15 件 (累計 150 件)
市内高校の市内就職率	35%	50%	60%
出会いの場の提供	年 6 回	年 6 回 (累計 30 回)	年 6 回 (累計 60 回)
お世話役による成婚	年 0 件	年 3 件 (累計 15 件)	年 3 件 (累計 30 件)

施 策

3-1

若者の生活基盤の確保



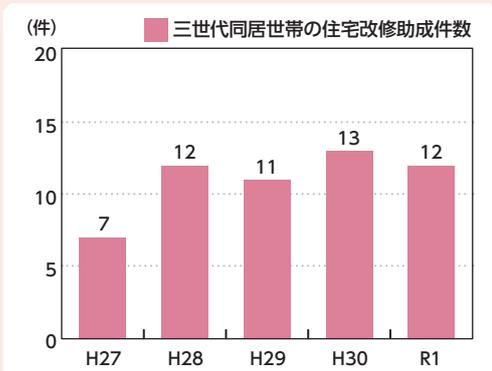
現状と課題

本市では若者の定住を推進するため、三世帯同居世帯の住宅改修助成、新築住宅の補助を行っています。

国では、少子高齢化、人口減少という大きな課題に対し、平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「総合戦略」を、令和元年 12 月に「第 2 期総合戦略」を策定し、地方創生を推進しています。本市においても、人口減少と若年労働者の市外流出が課題となっていることから、結婚から妊娠、出産、子育てを社会全体で支援し、若者の定住に向けた取り組みを推進するとともに、UターンやI・Jターン希望者に対する支援体制を整備するなど、都市部からの移住促進に努める必要があります。

関連データ

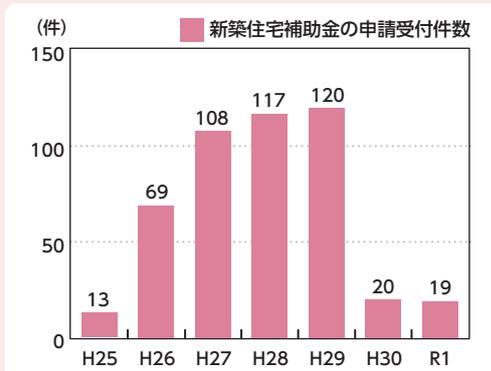
三世代同居世帯の住宅改修助成件数



※制度は平成 27 年度から施行

出典：「秘書政策課資料」（二本松市）／各年度

若年者の新築住宅助成件数



※平成 30 年度から事業内容を見直し、市内業者だけを対象とした

出典：「秘書政策課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

若者や定住希望者が安心して暮らせる住居・生活の支援を充実するなど生活基盤の確保に努め、市外への転出抑制と市外からの転入促進を図ります。

また、住まい、仕事、子育て、教育など若者の定住につながる積極的な施策を展開するとともに、市内外の若者に対し、定住関連情報をはじめとした地域情報を積極的に発信します。

主な取組事項

事業名	事業内容
三世代同居住宅改修助成金事業	三世代で同居する方が住宅をリフォームする際に助成を行う。
移住促進奨励金事業	若者の移住を促進するため、市内事業者を活用して住宅を取得するものに助成金を支給する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

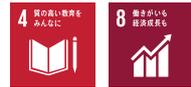
基本目標4

方策の柱

資料編

施策
3-2

多様な就業の場の確保と若者のチャレンジ支援



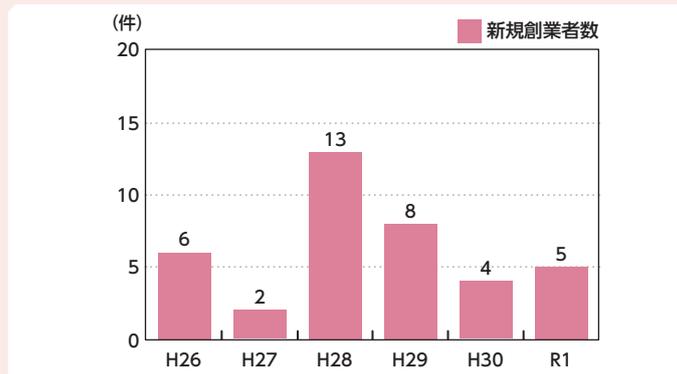
現状と課題

若者の就労の場を確保するため、産業団地の整備や企業誘致の推進、市内事業所の基盤強化支援などを行うとともに、市内に定着する若者を増やすため、大卒者等への定住奨励金の交付、市内高校の生徒を対象とした企業ガイダンスや地元企業のバスツアーなどの取り組みを行っています。

その一方で、人口減少とそれに伴う就労人口の減少により企業の採用難が深刻化しており、若年労働者の市外流出を抑制し、若者の市内就労・定着に向けた支援策のさらなる充実が求められています。

関連データ

新規創業者数



出典：「商工課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

市内に多様な就業の場を確保し、若者の就職を支援するため、社会経済の変化に対応した優遇措置のほか、多様な手法によって企業誘致を推進するとともに、新技術・新製品の開発やブランド力向上に向けた支援により、市内の既存事業所の振興を図り、雇用の創出につなげます。

また、若者の市外への流出抑制と企業の人手不足・採用難への対策として、市内高校の生徒を対象とした企業見学や就職ガイダンスを実施し、地元企業への就業促進と地域雇用の安定化を図ります。

さらに、若者の新しい可能性への挑戦を支援するため、商工団体と連携しながら、新たに事業を起こそうとする若者に対する切れ目ない支援の充実にも努めるとともに、海外に留学する若者に奨励金を支給し、将来、国際的な視野に立ち活躍する人材の育成を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
企業誘致推進事業 (再掲：2-2-3 掲載)	長命工業団地および空き工場用地への企業誘致を積極的に推進し、産業の振興および雇用の創出を図る。
工場等立地促進事業 (再掲：2-2-3 掲載)	市内に工場等を新・増設、移転する企業に対し、奨励金を交付する。
企業立地資金融資事業（市）	市内に工場等を新・増設、移転する企業に対し、資金を融資する。
産業団地整備事業 (再掲：2-2-3 掲載)	企業立地の促進を図るため、新たな産業団地の整備を進める。
雇用の確保・安定対策 (ハローワークとの連携) (再掲：2-2-3 掲載)	ハローワーク二本松と連携し、地域雇用の確保・安定を図る。
企業・事業所の魅力再発見バスツアーの開催 (再掲：2-2-3 掲載)	地域雇用を確保するため、市内高校の1年生を対象に市内企業・事業所を訪問するバスツアーを実施する。
にほんまつ企業就職ガイダンス等の開催 (再掲：2-2-3 掲載)	地域雇用を確保するため、市内高校の2年生を対象に企業就職ガイダンスを開催する。
勤労者互助会支援・勤労者融資 資金融資	二本松市勤労者互助会に対し助成し、組織の強化を図るとともに、各種事業を推進する。また、会員の生活安定を図るための融資事業を実施する。
展示会等出展支援事業・事業所 等人材育成事業 (再掲：2-2-1 掲載)	市内事業者等の市場開拓や販路拡大を目的とした展示会等への出展に対し支援を行う。また、優秀な人材の育成・確保に対して支援し、企業への定職と市内への定住を図る。
創業支援事業 (再掲：2-2-1 掲載)	新たに市内で創業しようとする者を支援する。
国際留学助成事業	ダートマス大学、イエール大学へ留学する学生等に対し、奨学金を支給する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

施策
3-3

出会いと交流の促進



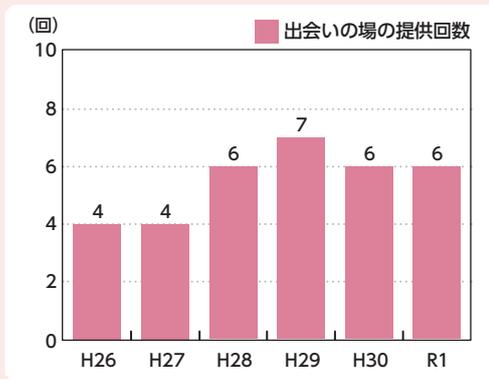
現状と課題

若者の出会いと交流の促進策として、婚活イベントの実施や結婚希望者同士を引き合わせる仲人型の事業など出会いの機会づくりに努めています。

今後は、婚活イベントでのカップル成立後のフォローや仲人型事業のお世話役の増員など、若い世代の結婚の推進に向けた事業の充実が必要です。

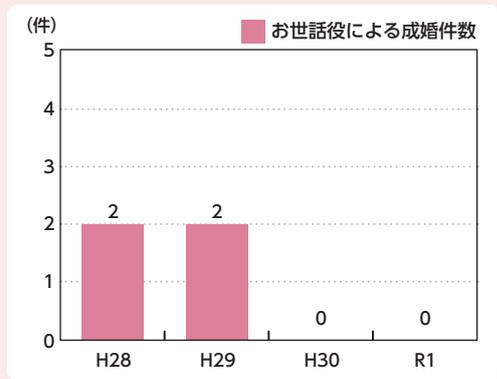
関連データ

出会いの場の提供



出典：「子育て支援課資料」（二本松市）／各年度

お世話役による成婚



出典：「子育て支援課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

若者の交流機会を充実させ、活気のあるまちづくりを目指すとともに、出会いの機会を増やし結婚の推進を図ります。

また、若者が地域とのつながりを深め、持てる力を存分に発揮することができるよう、イベントをはじめ、さまざまな活動を支援するとともに、結婚を望む男女の出会いの場の創出や結婚をサポートする人材の確保など結婚に向けた支援を行います。

主な取組事項

事業名	事業内容
結婚推進の充実	少子化対策の一環として、希望してもなかなか結婚機会に恵まれない人のために、結婚相談や情報提供、出会いの場の提供等、晩婚化・未婚化に対する支援を実施する。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

政策 4 多様性と包摂性

目指す指標

指標名	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
市民の翼団員数（アメリカ合衆国）	10人	10人	10人
ホームステイ受け入れ数	9人	9人	9人
審議会等における女性の登用状況	23.9% (5月1日時点)	25.0%	30.0%

施策 4-1 SDGs の推進

現状と課題

経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みとして、平成27年9月に国連サミットにおいて「SDGs」が採択されたことを受け、我が国でも平成28年に「SDGs実施指針」が決定し、令和元年には具体的施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。

また、平成29年12月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」においても、地方創生の一層の推進のためには、SDGs達成のための積極的な取り組みが不可欠であるとされていることから、本市においてもSDGs推進の視点を踏まえた計画の推進が求められています。

基本方針

SDGsの理念や目標に沿って多様性と包摂性のあるまちづくりを進めていくため、基本目標や政策、各施策についてSDGsとの関連を示すとともに、多様な主体と連携しながら事業を推進します。また、SDGs推進の視点を踏まえた計画の推進を図ることで、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりの実現に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
SDGsの目標達成に向けた進行管理	持続可能で多様性と包摂性 <small>ほうせつせい</small> のある社会の実現を目指す。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

施策
4-2

ジェンダー平等の実現



現状と課題

本市ではこれまで、男女共同参画基本計画に基づき、女性の就労や社会参加をはじめとした各施策に取り組んできましたが、社会慣行や意識の中には、いまだ性に基づく男女の役割を固定的に捉える考え方が根強く残っています。

国が推進する一億総活躍プランにより、女性も男性も、高齢者も若者も、誰もが活躍できる社会の実現に向けた取り組みが進められている中、女性の活躍はより一層期待されています。

男女が互いに尊重し協力し合い、それぞれの個性と能力を発揮できるような男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するとともに、仕事や家事・育児等に対する意識変革を進め、女性が活躍できる環境づくりを一層強力に推進していくことが重要となっています。

基本方針

男女共同参画社会の必要性を踏まえ、女性が積極的に社会に進出し、活躍しやすい環境を作るため、固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、男女共同参画基本計画の基本理念である「すべての市民が個人として尊重され、性別に関わりなく、自己の能力を自らの意志に基づいて発揮することができ、あらゆる分野にとともに参画し、責任を担う社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

主な取組事項

事業名	事業内容
男女共同参画基本計画の策定と進行管理	男女共同参画の普及推進等を図る。

施策 4-3

基本的人権に関わる事項



現状と課題

人権は、日常生活の最も基本的なルールで、万人に共通した一人ひとりに備わった権利です。しかし、子ども・高齢者・障がい者などの社会的弱者への虐待やいじめ、配偶者や恋人からの暴力(DV)、ハラスメント^{※23}など、他者の人権を脅かすような問題が全国的に多発しており、近年では、インターネットを介した誹謗中傷やヘイトスピーチ^{※24}、LGBT^{※25}など新たな人権問題も生まれています。

これらの多岐にわたる人権問題の解消に向け、互いに尊重しあう意識の普及・啓発と人権意識の高揚に取り組み、誰もが平和で平等な生活を送ることのできる社会の実現が求められています。

基本方針

学校や地域、企業、関係機関と連携・協力しながら、市民一人ひとりの基本的人権が真に保障される地域社会を実現するため、各種研修会などの啓発活動を推進します。

また、身の回りで起こる人権問題等に対する確に対処できるよう、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

主な取組事項

事業名	事業内容
人権擁護事務(人権擁護委員)	人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する委員を選任し議会の同意を得て推薦するとともに、相談活動や研修などの補佐を行う。
LGBTに関する理解の促進	LGBTの人権を尊重するため、正しい情報発信を行い、適切な理解を促すことで、LGBTについての差別を解消する。

- ※ 23 さまざまな場面での『嫌がらせ、いじめ』のこと。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。
- ※ 24 特定の人種や国籍、主義や思想、性的指向や身体的特徴、あるいは社会的地位などにより特徴づけられる人々に対する、主観的で一方的な憎悪や敵意に基づく差別的・侮辱的かつ攻撃的・排斥的な言動のこと。
- ※ 25 Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。

施策
4-4

国際交流の推進



現状と課題

本市では、市民目線での国際交流を目指し、市民団体の活動を支援するとともに、独立行政法人国際協力機構二本松青年海外協力隊訓練所（JICA 二本松）との連携による事業を進めてきました。

目まぐるしく変化する社会情勢に対応するため、グローバルな視点を持った人材の育成は不可欠です。国際交流の推進により、国際化する社会に対応することのできる人材の育成を図り、多文化に対する理解を深めることで多文化共生の地域づくりを推進していくことが重要となっています。

基本方針

交流イベントや友好都市等への海外派遣、PR の連携など国際交流を推進することにより、国際的感覚の醸成を図り、グローバルな視点を持つ人材の育成と多文化が共生する世界に開かれた二本松づくりを進めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
市民の翼海外派遣事業（中学生） （再掲：3-2-1 掲載）	中学 2 年生を対象に、アメリカ合衆国ニューハンプシャー州ハノーバー町への派遣を行う。
国際友好都市交流事業	朝河貫一博士を縁にアメリカ合衆国ニューハンプシャー州ハノーバー町と友好都市を締結。相互に学生の派遣・受け入れを行う。
国際理解の推進 （JICA・にほんまつ地球市民の会）	訓練所のあるまちとして、駅でのお出迎え、交流イベント等青年海外協力隊訓練所の訓練生の支援を行う。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

